

○総務省令第七十三号

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）を実施するため、無線局免許手続規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年七月十三日

総務大臣 山本 早苗

無線局免許手続規則の一部を改正する省令

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。
別表第二号第1注17(3)を次のように改める。

(3) 受信障害対策中継放送を行う基幹放送局の場合
放送事項を次のように記載すること。

(記載例) (何) 県においてテレビジョン放送を行っている放送事業者の放送番組

(記載例) (何) 県において中波放送を行っている放送事業者の放送番組

別表第二号の二第1注6(1)中「54MHzを越え」を削り、同第1注18(4)に次のただし書を加える。

ただし、当該無線設備が適合表示無線設備である場合は記載を要しない。

別表第二号の二第一注18中(4)を(5)とし、(3)の次に次のように加える。

- (4) 超短波放送（デジタル放送を除く。）を行う地上基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものに限る。）の場合は、設備規則別図第2号において当該無線設備に適用される搬送波の周波数からの差の絶対値が 200kHz 以上 300kHz 未満の任意の周波数及び 300kHz となる周波数における平均電力Pからの減衰量の値を記載すること。ただし、当該無線設備が適合表示無線設備である場合は記載を要しない。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。